

# スクールゾーン 活動のしおり





# はじめに

スクールゾーン活動は、子どもの交通事故を防止する対策として、昭和47年春の全国交通安全運動を契機に開始して以来、地域の皆様をはじめとする関係者のご尽力により、着実に成果をあげてまいりました。

しかしながら、本市では平成28年に、集団登校中の児童の列に軽トラックが突入し、小学1年生の児童が亡くなる痛ましい事故が発生しました。

また、全国でも、令和3年6月に千葉県八街市において下校中の児童の列に車が突入し、児童の尊い命が奪われる事故が発生しています。

こうした状況の中で、交通事故を防止し、事故から尊い命を守るには、地域の皆様と行政機関が一体となって交通安全活動を推進する必要があります。

地域の皆様が主体となって運営されているスクールゾーン活動は、子どもたちの安全を守るうえで大きな効果があります。子どもたちが正しい交通ルールとマナーを身につけることはもとより、交通安全施設の充実を図ることにより、交通事故を未然に防止できるよう皆様のご協力をいただきながら進めていきたいと考えております。

本しおりは、スクールゾーン活動についてのご理解と交通安全活動の進め方など、基本的な事柄について、まとめたものです。

皆様の活動のご参考となれば幸いに存じます。

横浜市道路局道路政策推進課  
横浜市教育委員会事務局学校支援・地域連携課

# 目次

スクールゾーン対策協議会とは	… 3
スクールゾーン対策協議会の活動	… 4
1 定例会の開催	
2 広報活動	
3 見守り活動(はたふり誘導)による交通安全指導	
4 交通安全教育の実施	
5 登下校時や放課後の子どもへの安全指導	
6 通学路等の安全点検	
通学路等の安全点検のポイント	… 9
安全施設等の主な整備例	… 13
1 区役所(地域振興課)で設置・管理しているもの	
2 区役所(土木事務所)で設置・管理しているもの	
3 警察署で設置・管理しているもの	
地域と行政による取組事例の紹介	… 17
1 学校用地を活用した歩行空間の確保	
2 民有地を活用した歩行空間の確保	
安全施設等の整備へのよくある要望	… 18
1 区役所(地域振興課)で設置・管理しているもの	
2 区役所(土木事務所)で設置・管理しているもの	
3 警察署で設置・管理しているもの	
スクールゾーン対策における役割	… 20
様式集	… 21
問い合わせ先	… 28

# スクールゾーン対策協議会とは

スクールゾーン内での交通安全対策を行うにあたり、重要な役割を担うのが、各小学校で組織されているスクールゾーン対策協議会です。

スクールゾーン対策協議会は、子どもたちの安全を守るため、小学校が主体となり、保護者や地域の自治会・町内会、老人クラブ、交通安全協会などのメンバーで構成されています。校内外での交通安全活動や通学路の安全点検を実施し、警察、区役所(土木事務所、地域振興課)などの関係機関と連携しながら、ソフト・ハード両面からの交通安全対策を進め、小学校・地域・行政をつなぐ重要な役割を担っています。

## ▼スクールゾーン対策協議会の組織・団体例

小学校、保護者、自治会・町内会、よこはま学援隊、老人クラブ、交通安全協会、交通安全母の会、商店街、交通指導員、地域交通安全活動推進委員、シルバーリーダー、青少年指導員ほか



## スクールゾーンって何？

スクールゾーンは、交通事故から子どもたちを守るために、小学校を中心としたおおむね半径500mを範囲(※)としています。

教育委員会、小学校等が警察や区役所(土木事務所、地域振興課)などの協力を得て、スクールゾーンの設定やその定着化を推進しています。

子どもたちを交通事故から守るため、通学路の安全点検の実施などにより、ドライバーに対して、交通安全対策を実施する必要性の高い地域を明確にし、路面標示や交通安全施設の設置によって、子どもが交通事故に遭う危険性が高い地域として注意を促すことで、交通事故の予防にもつながります。

※ 地域の状況によっては、小学校を中心とした半径500m以上の範囲をスクールゾーンの対象とする場合があります。



# スクールゾーン対策協議会の活動

ここからは、スクールゾーン対策協議会の活動内容を紹介します。

## 1 定例会の開催

定例会で活動計画の策定、活動内容の情報共有、通学路の安全点検に基づく要望内容などを整理することで、スクールゾーン対策協議会での議論が充実し、より効果的な交通安全対策につなげることができます。

また、対策内容が複数年度にわたるものもあるため、過去の議論の内容を引継ぐことが重要です。



▲スクールゾーン対策協議会の様子

### ▼活動例

- 年間の活動計画や活動内容、方向性の検討
- 通学路の安全点検
- 点検結果に基づく交通安全対策などの意見交換

## 2 広報活動

地域の皆様やドライバーに、スクールゾーンが子どもの安全を守る重点地域であることを知ってもらい、理解してもらうための広報活動が大切です。

### ▼活動例

- 「スクールゾーン対策協議会だより」や子どもの危険箇所をまとめた「安全マップ」などを作成、配布
- 交通安全運動や新学期が始まる時期等にあわせた広報活動

### ▼ 安全マップ(泉区・中和田南小学校の例)



### ▼ 各季の交通安全運動



### 3 見守り活動(はたふり誘導)による交通安全指導

交通ルールとマナーを守ることの大切さを、見守り活動(はたふり誘導)などを通じて子どもたちに指導していく必要があります。

#### ▼活動例

- 危険箇所等における子どもへの交通安全の指導
- はたふり誘導講習会など交通安全講習会への参加



▲見守り活動(はたふり誘導)の様子



▲市が主催するはたふり誘導講習会の様子

### 見守り活動(はたふり誘導)はどうやったらいいの？

横浜市では、見守り活動(はたふり誘導)の方法などをまとめた「通学路はたふり誘導ハンドブック」と「通学路のはたふり誘導動画」をウェブサイトで公開しています。地域での交通安全活動に、ぜひご活用ください。

#### ▼通学路はたふり誘導ハンドブック



◀ ダウンロードはこちら  
スクールゾーン活動  
(市ウェブサイト)

#### ▼通学路のはたふり誘導動画



ハンドブックの内容  
を動画にまとめて  
います



◀ 動画はこちら  
通学路のはたふり誘導  
(YouTube)

## 4 交通安全教育の実施

交通ルールやマナーなど交通知識を身につけることは、交通事故防止の第一歩です。子どもたちだけでなく、保護者を含めた交通安全教室を開催し、保護者の交通安全への意識を高めることも大切です。

### ▼活動例

- 交通安全教室(自転車教室、正しい歩き方教室)や講習会の開催



▲はまっ子交通あんぜん教室の様子

## 5 登下校時や放課後の子どもへの安全指導

子どもの事故は、7時台・15時～17時台の登下校時及び帰宅後の外出時等の時間帯に多く発生しています。また、夏休み期間など学校が休みの時も緊張感が薄れ事故に遭う可能性もあります。安全パトロールなどを定期的に行い、子どもたちが、いつどこで、どのような遊びをしているか、また、道路での遊びや危険な遊び方をしていないかなどを把握し、子どもが事故に遭わないように指導することが大切です。

### ▼活動例

- 定期的なパトロール

### 保護者の皆様へ

子どもたちを交通事故から守るため、お子さんと一緒に身近な道路を歩き、子どもの目線に立って、どんな危険があるか、どうしたら安全かをその場で具体的に教えてあげてください。

例えば、子どもが道路を渡る時の危険な行動として、

- ①道路への飛び出し
- ②駐車車両の直前・直後からの横断
- ③通り過ぎた車の直後からの横断

などが挙げられます。これらの行動の何が危険なのかを理解させ、どうしたら安全に道路を渡ることができるかを具体的に教えてあげましょう。

最後に、「子は親の背中を見て育つ」といわれるように、保護者の皆様自身も日常生活において交通ルールを守り、お子さんに安全な行動の手本を示すことが大切です。

急な飛び出しは危険！  
一度止まって  
車が来ていないか、  
確認しようね。



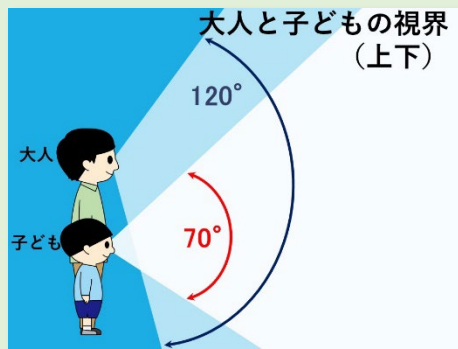
## 子どもの事故の特徴は？

- 6歳から9歳に事故が多く、歩行中の事故は特に「魔の7歳」と呼ばれるほど7歳に多い。
- 低学年ほど歩行中の事故に遭いやすく、特に1年生は6年生の約4倍ほど事故に遭うリスクが高い。
- 歩行中の小学生の事故原因は「飛び出し」が多い。
- 7時台・15時～17時台の登下校時及び帰宅後の外出時等の時間帯に事故が多く発生している。

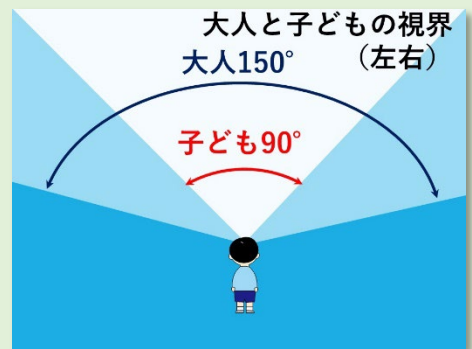
## 子どもの特性とは？

### ■ 視野が狭い

大人に比べて子どもの見えている範囲は狭い



大人は、上下に約120°見ることができますが、子ども(6歳の児童)は目の高さ(目線)が低いうえに、上下に約70°しか見えていません。



大人は、まっすぐ前を見ていても、左右約150°見ることができですが、子ども(6歳の児童)は左右に約90°しか見えていません。

### ■ 一点に集中しやすい

物事に一点集中しがちで、安全確認がおろそかになりやすい

#### ▼事例

- ・転がったボールを追いかける
- ・友だちが走り出すと周りを見ずについていく
- ・目的地が見えると走り出す

### ■ 感情のコントロールが苦手

大人に比べて感情のコントロールが苦手

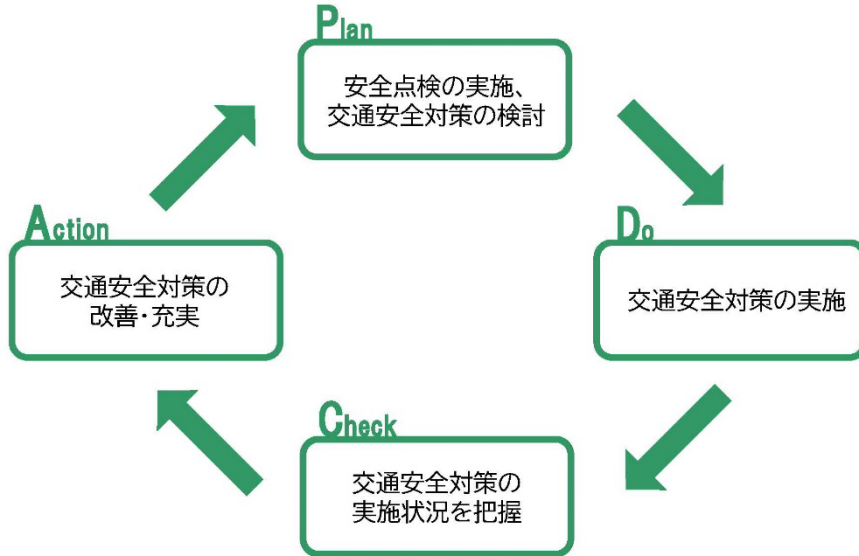
#### ▼事例

- ・遊んでいて興奮、怒られてイライラ → 急に走り出す
- ・悲しいことがあって泣いたり、うつむいたり → 周囲が見えなくなる

## 6 通学路等の安全点検

通学路を中心とした小学校周辺の交通状況や交通事故発生状況などを踏まえながら、通学路の安全点検を実施することが大切です。警察、区役所(土木事務所、地域振興課)など関係機関・団体と連携し、ハード対策(安全施設の整備)やソフト対策(交通安全教育や見守り活動の実施)等の対策について協議・検討しましょう。

### 通学路安全確保のためのPDCAサイクル



#### Plan

#### 通学路等の安全点検の実施、交通安全対策の検討・決定



スクールゾーン対策協議会は、通学路等の安全点検を実施し、危険箇所を抽出します。危険箇所から子どもたちを守るため、ソフト・ハードの両面から交通安全対策を検討します。なお、警察、区役所(土木事務所、地域振興課)で対応が必要な内容については要望書を提出します。

要望を受けた警察、区役所(土木事務所、地域振興課)は、要望箇所の確認を行い、ソフト・ハード対策や交通規制など交通安全対策案を作成していきます。

#### Do

#### 交通安全対策の実施



スクールゾーン対策協議会及び行政機関は、決定した交通安全対策を実施します。

#### Check

#### 交通安全対策の実施状況を把握



交通安全対策の実施状況を把握します。

#### Action

#### 交通安全対策の改善・充実

交通安全対策の実施状況を踏まえて安全点検を実施し、必要に応じて対策内容の改善・充実を図ります。

# 通学路等の安全点検のポイント

スクールゾーン対策協議会は、子どもたちの安全を確保していくため、通学路等の安全点検を実施しています。安全施設等の整備への要望などとあわせて、「子どもたちの危険を回避するためにはどうしたらよいか」という視点で、見守り活動(はたふり誘導)やご家庭での交通安全教育など交通安全対策を進めていく必要があります。

通学路等の安全点検のポイントを次のとおり、まとめましたのでご活用ください。

## 点検を実施する前に…

通学路図と前回までの点検資料で危険と考えられている場所や安全対策の状況など、これまでの点検内容を把握してから、点検を実施しましょう。

## ■ 点検項目・点検順路の確認

点検時間を短く負担のないようにするためにも、事前に点検事項や点検順路を決めておきましょう。



## ■ 点検場所の記録

事前に対象地域の地図を用意して、点検場所と点検結果がわかるようにします。カメラで現場状況をおさめておくと、後からも確認ができます。



💡 写真を撮影する際は、点検箇所のみならず、周囲の建物も入るように撮影すると、どこの点検場所を指した要望なのかわかりやすくなります。

## ■ 点検中の服装

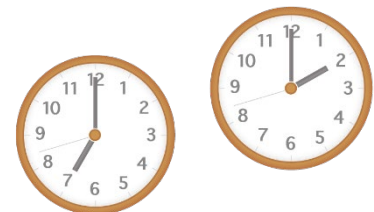
点検に集中していると道路にはみ出したり、運転者からも動きがわかりづらかったりします。点検される方が危険に遭わないよう、目立つ服装で周りの交通にも十分に注意して行いましょう。

また、地域の方へ安全点検中であることを知ってもらうことも必要です。



## ■ 点検時間

昼間と朝夕で交通状況が変わることがあります。子どもの登下校時を想定して点検します。



## ■ 点検の目線

特に身長が低い低学年の子どもは見える範囲が限られることがあります。少し低い目線でも点検します。



## ■ 子どもの通学順路に沿って確認

実際に子どもが通学していく順路に沿って、一度に通う人数なども考えて危険な場所を点検します。



## ■ 安全施設(路面標示、標識等)の点検

点検は、次の視点を踏まえて実施します。

- ✓ 現在設置されている安全施設に破損や見えにくいなどの不具合がないか。
- ✓ さまざまな安全施設が設置され、死角になったり、わかりにくくなっていないか。
- ✓ 通学路が変わるなどして不要になっている安全施設はないか。



## ■ 危険な場所での子どもの指導方法の確認

危険と考えられる場所があったら、子どもに何が危険なのかを理解させるためにどのような指導が必要なのかを考えます。

状況によっては、保護者や地域による見守り活動(はたふり誘導)やご家庭での交通安全教育などの対応も検討してください。



## ■ 地域の自治会町内会の方などの参加

スクールゾーン対策協議会の学校関係者のほか、地域の方にも安全点検に参加いただくことで、地域での課題が共有されるほか、地域の幅広い関係性から解決手段が見つかることがあります。



## ■ 安全施設の設置や道路の整備

危険箇所の対策として有効な手段ですが、道路の幅員が狭いなど様々な制約により設置できないものも多くあります。設置の要望をする際は安全施設の機能などを理解し、警察や区役所(土木事務所)の意見などを聞いて適切な安全施設を選択していきます。



「通学路安全点検ハンドブック」を市ウェブサイト  
で公開しています。

ぜひ、日頃のスクールゾーン活動でもご活用くだ  
さい。



# 安全点検時に「こども・安全安心マップ」をご活用ください！

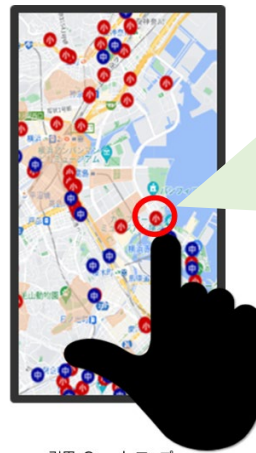
横浜市では、警察が保有する交通事故データなどを確認できる「こども・安全安心マップ」を公開しています。

小・中学生の交通事故が発生した時間帯・天候といった事故の概要を確認したり、発生場所をストリートビューで見ることができます。

スクールゾーン対策協議会の皆様や地域の方々、保護者の皆様も通学路等の安全点検や日頃の交通安全活動、ご家庭内でぜひご活用ください。

横浜市 通学路交通安全対策事業 [検索](#)

【掲載イメージ】



引用:Googleマップ

2023年

発生月  
○月  
発生時  
○時台  
発生場所  
横浜市○○区○○町○  
番○○号  
発生類型  
人対車両-その他横断中  
天候  
晴  
etc.

▼マップはこちら



(Googleマップ)

## 安全点検結果の活用

点検結果をもとに、スクールゾーン対策協議会など共有した上で、危険箇所等の改善方法等を協議し、安全対策の検討をお願いします。検討を行う際、安全施設の整備・補修といったハード面の安全対策だけでなく、見守り活動(はたふり誘導)や学校内での呼びかけなどソフト面での安全対策ではどのようなことができるか議論することが大切です。

また、各家庭や子どもたちに危険箇所を伝える際は「通学路安全マップ」の作成も有効です。



## 行政機関等への要望

行政機関等への要望については、「安全施設等の主な整備例」(P13～)・「安全施設等の整備へのよくある要望」(P18～)の内容を確認してから、「要望書(要望確認書)」(P22～)を作成します。要望書(要望確認書)の記載方法については、記載例(P24～)をご確認ください。

作成した要望書は、対応する各行政機関(所管部署)までご提出ください。

なお、ご要望のありましたハード面の安全対策(安全施設等の整備)については、地域の皆様と連携して、条件の整ったものから順次整備を進めていますが、内容によっては地域との調整が必要な場合など、対策を実施するまで長い期間を要することもあります。要望とあわせて、ソフト面の安全対策についてもご検討ください。

## 道路に穴ぼこがあった！早く知らせたいときは…

横浜市LINE公式アカウントでは、「道路損傷通報システム」を使って道路上の危険箇所について、写真と位置情報を匿名で通報することができます。

道路損傷の素早い把握と迅速な対応につながりますので、道路の穴ぼこなどを発見した際に、ご活用ください。

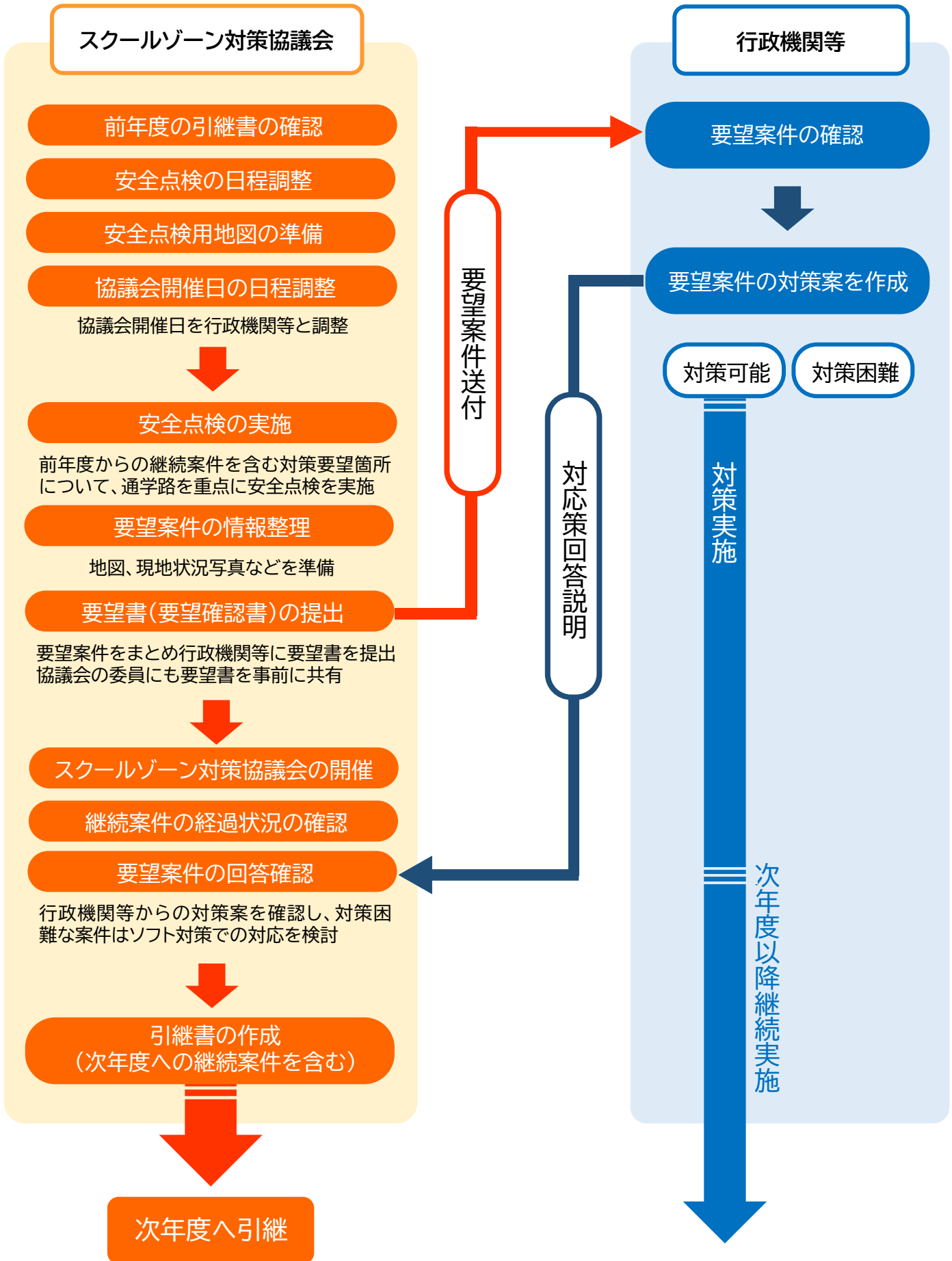


▼詳しくはこちら



(市ウェブサイト)

# 行政機関等への要望イメージ



# 安全施設等の主な整備例

区役所(土木事務所、地域振興課)や警察 で行っている交通安全施設等の主な整備例を紹介します。

## 1 区役所(地域振興課)で設置・管理しているもの

### 「スクールゾーン」の路面標示



#### ◇設置目的

ドライバーに対して、近くに学校があり、児童が通行する道路であると認識してもらうことを目的に設置しています。

#### ◇設置条件等

- ・スクールゾーン内の通学路上で、進入してくる車両に注意喚起が必要と認められる箇所
- ・児童が小学校へ通学する際に通行する道路の区間で、特に危険だと考えられる地点の手前

#### ◇設置できない場所

私道、交差点の直前、他の標識・標示の付近、見通しの悪い道路、歩道のある道路、主要幹線道路、その他(幅員の不足、道路工事の予定箇所など)

電柱巻標識、通学路の標識については、老朽化などによる撤去の際、周辺に安全標示がない場合には、スクールゾーン路面標示に切り替えています。破損等により危険な状態が見られた場合は、該当の電柱の所在地、番号を区役所(地域振興課)へお知らせください。

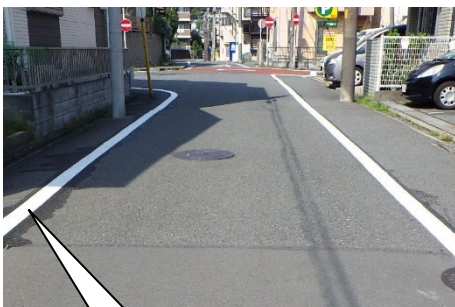


切替



## 2 区役所(土木事務所)で設置・管理しているもの

### 車道外側線



車道外側線

#### ◇設置目的等

車道外側線は、自動車の逸脱走行の防止や安全に運転するための運転者に対する連続的な誘導、車両と歩行者、路外障害物等との交通事故の減少などを目的に設置しています。

#### ◇設置条件等

- ・車道幅員を4m以上確保できること  
(車道幅員に外側線は含みません)

## 速度抑制(減速ドットラインなど)



### ◇設置目的

運転者に車道幅員を狭く見せることにより注意喚起することを目的に設置しています。

### ◇設置条件等

区役所(土木事務所)が危険であると判断した箇所に設置します。

## カラー舗装(交差点内)



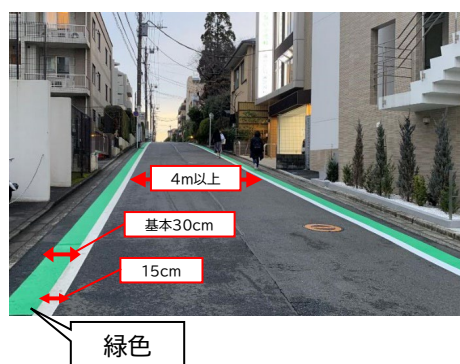
### ◇設置目的

交差点内を赤褐色(ベンガラ色)にカラー化することにより、交差点であることを運転者に認識させ、自動車の速度を落とすことを目的に設置しています。

### ◇設置条件等

設置の際は、他の安全対策(交差点クロスマークの設置、減速マークなど)を優先します。

## カラー舗装(あんしんカラーベルト)



### ◇設置目的

歩道がない道路において、車道幅員を狭めて路側帯を設置し、路側帯部分を緑色にカラー化することで歩行空間を確保することを目的に設置しています。

### ◇設置条件等

- ・車道幅員を4m以上確保できること(車道幅員に外側線は含みません)
- ・カラー化の幅は基本30cm

## 車止め(ポラード)



### ◇設置目的

車両の歩道への進入による第三者の人的被害を防ぐことを目的に設置しています。

### ◇設置条件等

- ・歩行者等の危険度が高く、その保護のため特に必要と認められる箇所
- ・事故が多発する交差点、または多発する恐れのある交差点など

## 横断防止柵



### ◇設置目的

歩行者の道路の横断が好ましくない場所で、道路を横断するおそれのある区間において、横断防止を目的として設置しています。

### ◇設置条件等

- ・歩道内に十分な幅員があること
- ・車庫や建物の出入り口など、沿道の土地利用を妨げる場所には設置できません。

## 草木のせん定

街路樹は、樹木の健全な生育を図る目的で、木の種類により複数年に1回程度、せん定しています。また、枝葉が茂りすぎて信号機や標識、カーブミラーなどを隠している場合、歩道や車道の低い位置に枝葉が張り出している場合などには、優先的に枝を切っています。

草刈についても、見通しが悪く、通行する車両に危険性がある場合、現場状況を確認の上、実施しています。

### 民地から歩道に張り出している樹木の枝葉を切してほしい…

民地の樹木は、通行に支障があると判断した場合には、土木事務所から所有者に対して剪定等を依頼します。(私道の場合は対応しかねます。)あわせて、スクールゾーン対策協議会からの働きかけもお願いいたします。

## 3 警察署で設置・管理しているもの

### 横断歩道



### ◇設置目的

歩行者等の横断場所を指定するとともに、車両等に対して歩行者保護の義務を課して、横断歩行者の安全を確保するために設置しています。

### ◇設置条件等

- ・新設は、事故の発生状況、交通環境、道路幅員、歩道等の滞留場所の有無、近接する横断歩道や信号機との距離、横断歩行者・通行車両の交通実態等により、必要性を検討する必要があります。
- ・標示の補修は、著しく消失しているなどの状況をふまえて検討します。なお、予告標示(ダイヤモンド)は、道路又は交通の状況により、横断歩道の存在がその手前から十分に認識できない場合は補修を行いますが、直線道路で見通しのよい場所や一時停止と併設されている場所等の補修は、原則行っていません。



## ◇設置目的

住宅地域等の設定した区域の入口に制限速度が時速30キロメートルであることを示し、抜け道利用や自動車の走行速度を抑制することで、歩行者の安全を確保するために設置しています。

## ◇設置条件等

地域住民の合意が得られる地区で、主として小・中学校等の通学路を含む区域等を選定の上、ゾーン対策を進めています。なお、現在、警察では道路管理者側において設置する物理的デバイスとの適切な組合せにより、交通安全の向上を図る「ゾーン30プラス」の整備を推進しています。

## 一時停止



## ◇設置目的

交差点通行の優先順位を明確にし、交通事故の未然防止、危険防止の措置を徹底させ、交通の安全と円滑を図るために設置しています。

## ◇設置条件等

- ・新設は、事故の発生状況、交通環境、道路幅員等により、必要性を検討する必要があります。なお、丁字路で優先関係が明確な道路や全方向に対する一時停止規制は、原則として設置していません。
- ・標示の補修は、著しく消失しているなどの状況によって、検討が必要となります。

## 通行の禁止(車両通行止め、一方通行、歩行者用道路等)



## ◇設置目的

車両の通行を禁止することなどにより、交通事故及び交通に起因する障害等を防止し、交通の安全と円滑を図るために設置しています。

## ◇設置条件等

新設は、事故の発生状況、交通環境、道路幅員、う回路の設定の有無等により、必要性を検討する必要があります。なお、交通規制は、規制区間内やその周辺に居住されている方にも影響があるため、新設に際しては十分な説明や検討を行い、地域住民の合意形成を得る必要があります。



# 地域と行政による取組事例の紹介

地域と行政による取組事例を紹介します。

## 1 学校用地を活用した歩行空間の確保

整備前は、通行する児童が多いにもかかわらず、歩行空間が狭く、段差もあったため、児童が車道側にはみ出すことがあるなど、通行しにくい状態でした。

スクールゾーン対策協議会の要望により、整備後は、小学校用地と道路区域を一体的に使って歩行者空間を確保しました。段差を解消し、横断防止柵も設置したため、歩きやすく安全な歩道を整備することができました。



整備前



整備後

## 2 民有地を活用した歩行空間の確保

### 事例1

整備前は、歩行空間が狭く、隣接する土地からの土砂が流れて雨や風の日は歩きづらい状態だったため、地域やスクールゾーン対策協議会が地権者に要望・調整して整備を行いました。整備後は、斜面を覆う擁壁を設置し、幅員約1mのアスファルト舗装で整備したことにより、歩きやすく安全な歩行空間を確保することができました。これにより土砂が道路へ流れ出ることも防止できました。



整備前



整備後

### 事例2

地域から土地を所有する民間企業へ要望して、民間企業の駐車場で白線による歩行者空間を整備できました。



その他の事例はインターネットでご覧いただけます

あなたの行動が子どもたちを交通事故の危機から守る！～地域と行政による取組事例の紹介～



▼動画はこちら



(YouTube)

横浜 通学路 事例

検索

# 安全施設等の整備へのよくある要望

例年、よくある要望を記載しました。これらの要望については、次のとおり統一的な回答をさせていただいておりますので、あらかじめご了承ください。

## 1 区役所(地域振興課)で設置・管理しているもの

**Q1 「スクールゾーン」の路面標示が薄くなっているのを、補修してほしい。**

**回答**

路面標示の補修については、各協議会からの要望を取りまとめ、道路状況等を確認した上で、実施について検討します。

**Q2 「通学路の標識」が破損しているのを、補修(新設)してほしい。**

**回答**

現在、通学路標識については、歩行の障害や老朽化等による倒壊のおそれがあるため、新たに設置を行っていません。破損等で撤去し周囲に安全標示がない場合には、スクールゾーンの路面標示へ切り替えることもあります。



**Q3 「電柱巻の標識」が破損しているのを、補修(新設)してほしい。**

**回答**

破損等により危険な状態が見られた場合は、該当の電柱の所在地、番号を各区地域振興課へお知らせください。  
電柱巻標識は、原則、路面標示に切り替えを行っています。



**Q4 防犯灯を新設してほしい。**

**回答**

当該箇所の自治会町内会にご相談ください。

## 2 区役所(土木事務所)で設置・管理しているもの

**Q5 交差点や減速を促す路面標示が薄くなっているのを、補修してほしい。**

**回答**

これらの路面標示の補修については、各協議会のほか地域からの要望をとりまとめ、周辺の道路状況を確認したうえで、順次実施します。

**Q6 通学路にカラー舗装(あんしんカラーベルト)を設置してほしい。**

**回答**

カラー舗装(あんしんカラーベルト)は、歩道がない道路において、車道幅員を狭めて路側帯を設置し、路側帯部分を緑色にカラー化することで歩行空間を確保することを目的に設置しています。

次の設置条件等を考慮して設置箇所を選定しています。

◇設置条件等

- ・車道幅員を4m以上確保できること(車道幅員に外側線は含みません。)
- ・カラー化の幅は基本30cm

## Q7 通学路にガードレールを設置してほしい。

### 回答

ガードレール(車両用防護柵)は、車両が路外に逸脱するのを防ぎ、傷害を防止・軽減する等の目的のために設置されるものです。設置する際には、車両及び歩行者がすれ違うことができる道路幅員が必要であり、車の出入口付近など沿道の土地利用形態を妨げる場所には設置できません。

## 3 警察署で設置・管理しているもの

## Q8 一時停止、横断歩道等の道路標示が薄くなっているのを、補修してほしい。

### 回答

一時停止、横断歩道等の著しい消失は、警察署交通課へ補修を依頼してください。標示の状況を調査して、補修の検討をします。

## Q9 横断歩道を新設してほしい。

### 回答

横断歩道の設置については、事故の発生状況、交通環境、道路幅員、歩道等の滞留場所の有無、近接する横断歩道や信号機との距離、横断歩行者・通行車両の交通実態等により検討する必要があります。

また、近くに横断歩道ある場合は、回り道でも既存の横断歩道を使っていただき、道路の横断については大人が模範を示し、子どもにも注意を促すようにお願いします。

## Q10 信号機を新設してほしい。

### 回答

信号機の設置については、事故の発生状況、交通環境、道路幅員、歩道等の滞留場所の有無、近接する信号機との距離、横断歩行者・通行車両の交通実態等により、必要性を検討する必要があります。

なお、信号機の設置は、渋滞や騒音等の問題もあり、近隣の方との調整が必要となります。

## Q11 通学時間帯のみ一方通行などの規制をかけてほしい。

### 回答

規制区間内やその周辺に居住されている方にも、一方通行などの規制がかかることによって生活に影響が起きます。新設を検討する際は、スクールゾーン対策協議会から地域住民へ十分な説明や検討を行い、合意形成を得たうえで、警察署へ相談してください。

また、ある道に規制をかけることで、別の道で新たな交通障害が発生する可能性があることも留意した上、検討する必要があります。

## Q12 通学時間帯に通行禁止などの取締りをしてほしい。

### 回答

取締りやパトロールの要望は、警察署住民相談係、交通課又は最寄りの交番へ相談してください。取締りやパトロールなどの要望を受け、対応方法を検討します。

また、学校周辺の取締りは、スクールゾーン対策協議会や保護者、地域住民による見守り活動(はたふり誘導)などと組み合わせて、交通安全対策を効果的に実施することが重要です。見守り活動(はたふり誘導)を通して、「特に子どもたちが多い場所は社会みんなが守ろうとしている。」というメッセージを出していきましょう。

# スクールゾーン対策における役割

関係機関等		役割分掌
対策協議会	学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>▽スクールゾーン対策協議会の運営【事務局】</li> <li>・通学路の安全点検の実施及び点検結果の集約</li> <li>・関係機関への要望の検討、対応の依頼及び対応状況の集約</li> <li>・集約後の要望対応状況を関係機関へ情報共有</li> <li>▽学校での(登下校時を含む)交通安全教育指導の実施</li> </ul>
	地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>▽スクールゾーンに関する意見、要望、提案</li> <li>・通学路の安全点検への参加及びスクールゾーン対策協議会で基礎資料の作成</li> </ul>
	家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域や家庭における児童への交通安全教育の実施</li> <li>・協議会での地域や家庭における意見等への対応</li> <li>▽登下校時の見守り活動(はたふり誘導)や交通安全指導の実施</li> </ul>
	その他組織・団体(自治会・町内会、老人クラブ、交通安全協会など)	
支援・協力機関	教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>▽スクールゾーン対策における各種情報の共有及び支援</li> <li>・通学路図の集約</li> <li>・要望の対応状況(県調査)の集約、情報提供</li> <li>・学校への安全対策・安全指導等の周知</li> <li>・よこはま学援隊への支援</li> </ul>
	道路局	<ul style="list-style-type: none"> <li>▽スクールゾーン活動の資料作成、提供及び支援</li> <li>・スクールゾーン活動のしおり更新・印刷</li> <li>・交通事故発生状況等の情報提供</li> <li>・交通安全指導、はたふり誘導講習会等の開催</li> </ul>
	要望対応機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>▽交通安全啓発活動</li> <li>・広報紙等による一般的広報</li> <li>▽路面標示等の整備(スクールゾーン標示等)</li> <li>・要望箇所の確認、対応の検討及び関係機関との調整</li> <li>・学校への要望(継続案件含む)対応状況の報告</li> <li>▽スクールゾーン対策協議会(事務局:学校)との連絡調整</li> </ul>
	区役所土木事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>▽交通安全施設の整備(ガードレール、歩道、車止め、路面標示等)</li> <li>・要望箇所の確認、対応の検討及び関係機関との調整</li> <li>・学校への要望(継続案件含む)対応状況の報告</li> </ul>
	警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>▽交通規制の実施及びそれに係わる道路標識、道路標示の設置(一方通行、最高速度、一時停止、横断歩道等)</li> <li>▽信号機の設置・改良(時間調整を含む)</li> <li>▽交通安全指導、取締りの実施</li> <li>▽要望箇所の確認、対応の検討及び関係機関との調整</li> <li>▽学校への要望(継続案件含む)対応状況の報告</li> <li>▽交通事故発生状況等の情報提供</li> </ul>

こちらはスクールゾーン対策協議会から行政機関等へ要望する際の一般的な書式を掲載しています。

※区役所により独自の書式を使用している場合がありますので、ご了承ください。

※独自の書式を使用しても構いません。

P22	……………	要望書(要望確認書)
P24	……………	要望書(要望確認書) 記載例
P26	……………	引継書
P27	……………	引継書 記載例

## ■ 様式のダウンロードはこちらからできます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/anzen/schoolzone.html>

(市ウェブサイト)








※ 現地を特定させるための大切な資料になります。詳細な地図や写真を添付してください。

当該箇所  
の地図・  
写真

要望書 (要望確認書)

要望番号 No. 【 】

学校名	( 港 ) 小学校			
要望場所	【住所・道路名等を記載】 〇〇区〇〇町1-2-3付近 (港小学校東門からでた〇〇郵便局前)			
	【要望理由】※ 現地の状況など、対策を要望する理由を記載してください。 ・横断歩道が薄くなっているため。 ・速度おとせの路面標示が薄くなっているため。 ・信号のない横断歩道を児童が安全に横断できるよう通学時間帯の見守り活動を強化してほしい。			
要望内容	<b>警察署関係</b>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>横断歩道</li> <li>路面標示 (停止線 ほか)</li> <li>規制標識 (一時停止ほか)</li> <li>信号機</li> <li>交通取締り</li> <li>その他</li> </ul>	新設 / <b>補修</b> 新設 / 補修 新設 / 補修 新設 / 移設 強化 / 撤去 強化 / その他	回答 	<input type="checkbox"/> 実施済み <input type="checkbox"/> 今年度実施予定 <input type="checkbox"/> 来年度以降に調整 <input type="checkbox"/> 実施が難しい 【理由・補足など】
	※ 継続案件であれば記入 ( 年～)			
	<b>区役所 (土木事務所) 関係</b>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>区画線</li> <li>路面標示 (カラー舗装ほか)</li> <li>道路施設 (横断防止柵ほか)</li> <li>その他</li> </ul>	新設 / <b>補修</b> 新設 / 補修 新設 / 補修	回答 	<input type="checkbox"/> 実施済み <input type="checkbox"/> 今年度実施予定 <input type="checkbox"/> 来年度以降に調整 <input type="checkbox"/> 実施が難しい 【理由・補足など】
※ 継続案件であれば記入 ( 年～)				
<b>区役所 (地域振興課) 関係</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>路面標示 (スクールゾーン)</li> <li>その他</li> </ul>	新設 / 補修	回答 	<input type="checkbox"/> 実施済み <input type="checkbox"/> 今年度実施予定 <input type="checkbox"/> 来年度以降に調整 <input type="checkbox"/> 実施が難しい 【理由・補足など】	
※ 継続案件であれば記入 ( 年～)				
<b>学校関係</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>見守り活動</li> <li>その他</li> </ul>	<b>強化</b> / 見直し	回答 	<input type="checkbox"/> 実施済み <input type="checkbox"/> 今年度実施予定 <input type="checkbox"/> その他 【理由・補足など】	
※ 継続案件であれば記入 ( 年～)				
<b>地域関係</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>見守り活動</li> <li>その他</li> </ul>	<b>強化</b> / 見直し	回答 	<input type="checkbox"/> 実施済み <input type="checkbox"/> 今年度実施予定 <input type="checkbox"/> その他 【理由・補足など】	
※ 継続案件であれば記入 ( 年～)				

裏面あり

※ 現地を特定させるための大切な資料になります。詳細な地図や写真を添付してください。

- ・要望場所を正確に把握するため、具体的な地点がわかる地図を添付してください。
- ・現地の状況を把握するため、写真を2枚程度添付してください。

写真を撮影する際は…

💡 要望箇所のみならずズームした写真だけでなく、周りの建物も入るように撮影した

写真の添付もお願いします。

💡 通行人の顔やナンバープレート等の個人情報が写りこまないように注意し、どうしても写り込んでしまう場合は黒塗りなどで隠した上でご提出ください。

# 令和 年度 引継書

小学校スクールゾーン対策協議会

1 行政機関への要望結果			
番号	要望先	要望内容	回答
2 収支報告書			
3 その他			
上記のとおり引継をします。		上記のとおり引継を受けました。	
令和	年	月	日
小学校スクールゾーン対策協議会		小学校スクールゾーン対策協議会	
会長		会長	

令和 ○ 年度 引継書

港 小学校スクールゾーン対策協議会

1 行政機関への要望結果			
番号	要望先	要望内容	回答
1	区役所 地域振興課	横浜町1丁目コンビニ付近の道路が抜け道として利用する車が多いので、減速を促すためにも、スクールゾーンの路面標示を設置してほしい。	他の協議会からも多く要望が寄せられており、道路状況や交通量等を確認し、実施について検討します。
2	区役所 地域振興課	「港商店」前のスクールゾーン標示が薄いので、補修してほしい。	現場を確認したところ、薄く見づらい状態でしたので、今年度中に補修を実施します。
3	区役所 土木事務所	「スーパーよこはま」前に設置されている、あんしんカラーベルトが薄くなっているので補修してほしい。	あんしんカラーベルトの補修については、各協議会からの要望も踏まえ優先順位をつけて、順次実施します。
4	警察署	「港商店」前の道路を横断するのに危険なので、横断歩道を設置してほしい。	直近の横断歩道、信号機までの距離、歩行者の滞留場所、道路幅員、標識の設置場所などにより、検討が必要となります。
2 収支報告書 別紙報告書のとおり			
3 その他 特になし			
上記のとおり引継をします。		上記のとおり引継を受けました。	
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日		令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	
港 小学校スクールゾーン対策協議会		港 小学校スクールゾーン対策協議会	
会長 安全 太郎		会長 横浜 まもる	

# 問い合わせ先

## 交通安全運動の実施(スクールゾーン対策、交通安全対策など)

部署名		所在地	電話番号
鶴見	区役所地域振興課	鶴見区鶴見中央3-20-1	(510)1687
神奈川	〃	神奈川区広台太田町3-8	(411)7095
西	〃	西区中央1-5-10	(320)8392
中	〃	中区日本大通35	(224)8132
南	〃	南区浦舟町2-33	(341)1235
港南	〃	港南区港南4-2-10	(847)8392
保土ヶ谷	〃	保土ヶ谷区川辺町2-9	(334)6303
旭	〃	旭区鶴ヶ峰1-4-12	(954)6091
磯子	〃	磯子区磯子3-5-1	(750)2396
金沢	〃	金沢区泥亀2-9-1	(788)7802
港北	〃	港北区大豆戸町26-1	(540)2235
緑	〃	緑区寺山町118	(930)2233
青葉	〃	青葉区市ヶ尾町31-4	(978)2292
都筑	〃	都筑区茅ヶ崎中央32-1	(948)2232
戸塚	〃	戸塚区戸塚町16-17	(866)8413
栄	〃	栄区桂町303-19	(894)8391
泉	〃	泉区和泉中央北5-1-1	(800)2397
瀬谷	〃	瀬谷区二ツ橋町190	(367)5692
道路局道路政策推進課		中区本町6-50-10 22階	(671)2323

## 道路施設等の整備(車止め、あんしんカラーベルト、横断防止柵など)

部署名		所在地	電話番号
鶴見	区役所土木事務所	鶴見区鶴見中央3-28-1	(510)1669
神奈川	〃	神奈川区神大寺2-28-22	(491)3363
西	〃	西区浜松町12-6	(242)1313
中	〃	中区山下町246	(641)7681
南	〃	南区浦舟町2-33	(341)1106
港南	〃	港南区港南中央通10-1	(843)3711
保土ヶ谷	〃	保土ヶ谷区神戸町61	(331)4445
旭	〃	旭区今宿東町1555	(953)8801
磯子	〃	磯子区磯子3-14-45	(761)0081
金沢	〃	金沢区寺前1-9-26	(781)2511
港北	〃	港北区大倉山7-39-1	(531)7361
緑	〃	緑区十日市場町876-13	(981)2100
青葉	〃	青葉区市ヶ尾町31-1	(971)2300
都筑	〃	都筑区茅ヶ崎中央32-1	(942)0606
戸塚	〃	戸塚区戸塚町2974-1	(881)1621
栄	〃	栄区小菅ヶ谷1-6-1	(895)1411
泉	〃	泉区和泉中央北5-1-2	(800)2532
瀬谷	〃	瀬谷区三ツ境153-7	(364)1105

■ 交通規制、指導、取締り(信号機、横断歩道の設置など)

部署名		所在地	電話番号
鶴見	警察署	鶴見区鶴見中央4-33-9	(504)0110
神奈川	//	神奈川区神奈川2-15-3	(441)0110
戸部	//	西区戸部本町50-6	(324)0110
加賀町	//	中区山下町203	(641)0110
山手	//	中区本牧宮原1-15	(623)0110
伊勢佐木	//	中区山吹町2-3	(231)0110
横浜水上	//	中区海岸通1-1	(212)0110
南	//	南区大岡2-31-4	(742)0110
港南	//	港南区港南中央通11-1	(842)0110
保土ヶ谷	//	保土ヶ谷区川辺町2-7	(335)0110
旭	//	旭区本村町33-5	(361)0110
磯子	//	磯子区磯子1-3-5	(761)0110
金沢	//	金沢区泥亀2-10-1	(782)0110
港北	//	港北区大豆戸町680-1	(546)0110
緑	//	緑区中山4-36-13	(932)0110
青葉	//	青葉区市ヶ尾町29-1	(972)0110
都筑	//	都筑区茅ヶ崎中央34-1	(949)0110
戸塚	//	戸塚区戸塚町3158-1	(862)0110
栄	//	栄区桂町320-2	(894)0110
泉	//	泉区和泉町5867-26	(805)0110
瀬谷	//	瀬谷区二ツ橋町213-1	(366)0110
神奈川	県警察本部	中区海岸通2-4	(211)1212(代)

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市道路局道路政策推進課

電話 045(671)2323

横浜市教育委員会事務局学校支援・地域連携課

電話 045(671)3278